令和5年度市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費（決算）

（歳入）

地方消費税交付金	257,886 千円
うち社会保障財源交付金	137,936 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,765,504 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】　　単位：千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源交付金）	その他
社会福祉費	児童福祉事業	612,662	449,471	2,800	36,510	23,818	100,063
	高齢者福祉事業	46,028	1,329	2,200	7,196	6,788	28,515
	社会福祉事業（障害者福祉、母子福祉）	572,748	397,697	12,300	3,723	30,575	128,453
	小　計	1,231,438	848,497	17,300	47,429	61,181	257,031
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	122,974	58,980	0	0	12,304	51,690
	介護保険事業特別会計繰出金	149,029	18,054	0	0	25,182	105,793
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	174,449	37,183	0	0	26,392	110,874
	小　計	446,452	114,217	0	0	63,878	268,357
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	87,614	7,772	3,000	9,867	12,877	54,098
	小　計	87,614	7,772	3,000	9,867	12,877	54,098
合　　計		1,765,504	970,486	20,300	57,296	137,936	579,486

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

(1)「社会福祉」　生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。

(2)「社会保険」　法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。

(3)「保健衛生」　国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。